

令和2年4月27日

学生・保護者の皆様へ

明治薬科大学

令和2年度学部学費等の取り扱いについて（お知らせ）

今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令を受けて、本学は学生皆様の安全を最優先に考えるとともに、文部科学省の通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」も踏まえて、当面の間、前期授業の開始を遅らせる方向としました。また、事態の収束が不透明なことから講義収録を行い、現在、履修者に向けて順次配信しております。

さて、このような状況から、授業料の減額の有無についてお問い合わせをいただいておりますが、学費は「学生皆様の勉学のため、充実した大学生活のため、進路選択の実現のため、いわゆる教育活動に対する一定の対価」として受益者である学生皆様（保護者様）にご負担していただいているものです。原則として、学部及び大学院の学費の算定は、講義回数等に応じて積算したのではなく、学部では薬学科の場合は6年間で、生命創薬科学科の場合は4年間で、学納金の総額を按分して前期と後期に分けて納付していただいております。大学院学費に対しても同様の考えです。

本来ならば、この4月から学生皆様に対して、キャンパスにおいて、各学科の「学び」の目標に向けて授業を展開しているところではありますが、今般の事態により、学事日程の変更と遠隔授業の活用等により、学びの機会を提供することとしました。学部及び大学院の卒業（修了）に必要な単位の修得のための授業は、履修計画（シラバス）等をもとに従前どおり行って参ります。

従いまして、学費等の納入につきましては、学則により所定の期限までに納めていただきますよう重ねてお願い申し上げます。ただし、学費負担者様の状況も鑑みて、前期分の「学費納付猶予願」の納付期限延長については学生支援課にご相談下さい。

更に、この度、遠隔授業に伴う各自の学習環境全般の整備のため、在学生全員に一律、奨学金 50,000 円を支給致します。具体的な手続きについては追ってお知らせします。

本学は、高等教育機関として、教職員一同、より良い「学び」の提供に努めて参りますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上